

欧米主要国の政治資金制度の概要

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	カナダ
主たる根拠法	連邦選挙運動法 大統領選挙運動基金法	政党、選挙及びレファレンダムに関する法律、国民代表法、会社法、労働組合法	政党法 倫理綱領 所得税法	政治資金の透明性に関する法律 選挙法典 租税一般法典	選挙法 所得税法
寄付の質的制限	<ul style="list-style-type: none"> 企業、労働組合及び政府契約者による寄付禁止（ただし、企業、労働組合等が政治活動委員会（PAC）を設立し、それを通じて寄付を行うことは可） 外国に本拠のある者による寄付禁止 他人名義による寄付禁止 現金による 100 ドル超の寄付禁止 金融機関口座の設置義務（複数可） 	<ul style="list-style-type: none"> 有権者登録をした者以外の個人による寄付禁止 外国の政党、企業、労働組合等の団体による寄付禁止 身元不明の者による寄付の受領禁止 企業が一定額を超える寄付をする場合は、事前に株主総会の承認決議を受け、寄付先と金額を取締役報告に記載する必要 労働組合は、政治基金を通して寄付を行い、政治基金の設置について組合員の承認が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 公法上の団体、議会内の会派・団体等による寄付禁止 公益団体等による寄付禁止 外国からの寄付制限 政党への転送を条件とする職業団体からの寄付禁止 連邦、州等の直接の資本参加率が 25% 超の企業による寄付禁止 1 回 500 ユーロ超の身元不明又は匿名の寄付禁止 経済的・政治的利益を期待しての寄付、それらの見返りとして行う寄付禁止 1,000 ユーロ超の現金による寄付禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 政党、政治団体を除く法人による寄付禁止 外国等からの寄付禁止 銀行口座又は郵便口座の設置義務（1 口座のみ可） 150 ユーロ超の寄付について、小切手に限定 候補者の現金による寄付収入を、選挙運動費用限度額の 20% までに限定 	<ul style="list-style-type: none"> カナダ国民又は永住権者以外の個人による寄付禁止 企業、労働組合等の団体による寄付の禁止
寄付の量的制限	個人献金は、2 年間で 115,500 ドルの総枠内で、候補者へは選挙ごとに 2,400 ドル以内、PAC へは年間 5,000 ドル以内 この他に、寄付者・受領者別の規制あり	制限なし	制限なし	個人献金について、 <ul style="list-style-type: none"> 候補者に対して： 選挙ごとに 4,600 ユーロ以内 政党、政治団体に対して： 年間 7,500 ユーロ以内 	個人献金について、 <ul style="list-style-type: none"> 政党に対して：年間 1,100 カナダドル以内 政党の様々な関連組織等（登録団体、予備選挙の候補者及び候補者）に対して：年間 1,100 カナダドル以内 候補者に対して：選挙ごとに 1,100 カナダドル以内 党首選出選挙の候補者に対して：選挙ごとに合計 1,100 カナダドル以内
支出制限	大統領選挙において、公的助成を受領しようとする候補者と政党に対してのみ、制限あり。	<ul style="list-style-type: none"> 下院議員候補者（県選挙区）： 7,150 ポンド＋有権者数×7 ペンス 下院議員候補者（都市選挙区）： 7,150 ポンド＋有権者数×5 ペンス 政党： 30,000 ポンド×候補者擁立選挙区の総数 	制限なし	下院議員候補者： (38,000 ユーロ＋選挙区人口×0.15 ユーロ) × 1.18* *政令 2005-1114 により改定	<ul style="list-style-type: none"> 登録政党： 0.7 カナダドル×選挙区有権者数×物価上昇調整係数 下院議員候補者： 選挙区有権者数に 0.52～2.07 を乗じた金額 予備選挙候補者： 下院議員候補者の 20% の金額
公的助成制度	大統領選挙において、①予備選挙候補者、②政党の候補者指名全国大会、③本選挙候補者、に対して、助成金を配分	年間総額 200 万ポンドを上限とする助成金を、2 名以上の下院議員を有する主要な政党に対し、政党が行う政策開発に用途を限定した助成金を、得票数などに基づいて配分	総額 1 億 3300 万ユーロを上限とする政党助成金を、得票数及び当該政党の党費・個人献金等の収入実績に基づいて配分	<ul style="list-style-type: none"> 政党： 得票数と議席数に応じて助成金を配分 候補者： 第 1 回投票で有効投票の 5% 以上を得た場合、選挙運動費用限度額の 50% を一律に償還 	<ul style="list-style-type: none"> 政党： 得票数に基づいて助成金を配分 有効投票の 10% 以上を獲得した場合、選挙運動費用の 50% を償還 候補者： 有効投票の 10% 以上を獲得した場合、選挙運動費用の 60% を償還。
税制上の優遇措置	なし	なし	政党に対する 1,650 ユーロまでの党費・個人献金について、50% までの税額控除。それを超える 3,300 ユーロまでの党費・個人献金について所得控除。	個人献金について、課税対象所得の 20% を限度に、66% を税額控除	1,275 カナダドル以下の個人献金について最大 650 カナダドルまで税額控除。（400 カナダドルまでは 75%、それを超える 750 カナダドルまでは 50%、750 カナダドル超は 33.333%）
寄付者の公開基準	200 ドル超	<ul style="list-style-type: none"> 政党本部への寄付：7,500 ポンド超 政党支部、議員への寄付：1,500 ポンド超 	1 万ユーロ超	規定なし	200 カナダドル超

